

令和 7 年度
県産農林水産物活用連携支援事業補助金
【公募要領】

【募集期間】 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 30 日（金）

沖縄県農林水産部流通・加工推進課



県産農林水産物活用連携支援事業補助金に係る補助事業者の募集について

令和 7 年 4 月

沖縄県農林水産部流通・加工推進課

令和 7 年度「県産農林水産物活用連携支援事業補助金」の補助事業者を募集します。補助金交付を希望する方は、以下に基づき応募願います。

1 補助金の目的

県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む人材を育成するため、商品のブラッシュアップ（改良）やブラッシュアップした商品の販路開拓等を支援する。

2 補助対象事業者

- (1) 県内の農林漁業者、農林漁業者と連携した県内食品加工事業者等及び農林漁業者の組織する団体・法人等とし、次の要件を満たす者としします。

ア 加工品改良支援事業

- ① 県内に住所又は本拠地を有すること。
- ② 県産農林水産物を活用した加工品の製造又は販売を行っていること。
- ③ 事業を完遂する能力を有し、明確な会計、経理を実施、報告できること。
- ④ 将来とも継続的な事業活動が見込まれること。
- ⑤ 団体にあつては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。
- ⑥ 前身事業（6次産業化人材育成活性化事業・地域農林水産物活用支援事業）における支援実績が通算2回以内であること。（詳細については下記4（3）を参照。）

イ 販路開拓支援事業

- ① 県内に住所又は本拠地を有すること。
- ② 県産農林水産物を活用した加工品の製造又は販売を行っていること。
- ③ 事業を完遂する能力を有し、明確な会計、経理を実施、報告できること。
- ④ 将来とも継続的な事業活動が見込まれること。
- ⑤ 団体にあつては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が明らかであること。
- ⑥ 令和6年度地域農林水産物活用支援事業において、加工品の改良に取り組んだ実績を有すること。また、販路開拓の対象とする加工品が当該事業で改良した加工品と同一のものであること。

- (2) 上記の条件を満たす場合であっても、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体・法人は、原則として除きます。

- (3) また、本事業の委託先において別途募集する支援事業*にエントリーし、支援対象事業者として採択される必要があります。

*専門家による個別指導や集合研修、販路開拓の支援が受けられる伴走型支援メニューのこと

3 補助事業者の留意事項

- (1) 事業採択は、県の予算の範囲内で行われるため、補助金の交付額については、申請額から減額されることがあります。
- (2) 県産農林水産物活用連携支援事業による支援対象事業者*として不採択となった場合、補助金についても不採択となりますのでご了承ください。

*支援事業者とは、専門家による個別指導や集合研修、販路開拓の支援が受けられる支援事業にエントリーし、採択された事業者のこと。

- (3) 補助事業者は原則として、令和8年1月に開催予定の「加工品グランプリ」に出品していただきます。
- (4) グランプリへの出品にかかる経費として、材料費と試食用の消耗品等を計上することができます。

※2日間で約2,000人程度の試食来場が予想されますので、積算時の参考にして下さい。

4 対象事業及び補助対象経費

(1) 補助対象事業

ア 加工品改良支援事業

県産農林水産物を活用した加工品のブラッシュアップによる高付加価値化、ブランド力の向上にかかる取組

※既に製造している商品を対象とし、新商品の開発は対象外となります。

イ 加工品改良支援事業

本事業を通じてブラッシュアップした加工品の販路拡大にかかる取組

※前年度事業でブラッシュアップを行った加工品が対象となります。

(2) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な次の取組に係る経費を対象としています。

詳細は、県産農林水産物活用連携支援事業実施要領別表を参照してください。

ア 加工品改良支援事業

① 商品改良費

- ・試作品の製造
- ・パッケージの作成
- ・機器のレンタル
- ・成分分析等検査

② 市場調査費

- ・テストマーケティング
- ・アンケート調査

③ 販売促進・販路開拓費

- ・商談会等出展

- ・商品PR資材の作成
- ④ 上記①、②、③の他、事業を行うにあたって必要な経費で知事が認めたもの。

イ 加工品改良支援事業

- ① 市場調査費
 - ・テストマーケティング
 - ・アンケート調査
- ② 販売促進・販路開拓費
 - ・商談会等出展
 - ・商品PR資材の作成
 - ・商品PRのための成分分析等検査
 - ・バイヤー招聘
- ③ 上記①、②の他、事業を行うにあたって必要な経費で知事が認めたもの。

(3) 過年度補助事業者について

過去に当課事業の補助金を受けており、再度補助金の申請を行おうとする場合は、以下の点にご留意ください。

- ① 過年度に申請した商品とは全く異なる商品であり、求められる加工技術や知見が異なること。
 (例) 過年度、ジャムの商品改良について補助を受けたが、今年度はパウンドケーキの商品改良のため補助を要望するなど。
 ※単なるフレーバー変更や、内容量の変更、簡易な商品の変更（原材料の種類がほぼ同じ）などについては認められません。
- ② 本事業の前身事業である地域農林水産物活用支援事業（R4～6）及び6次産業化人材育成活性化事業（H30～R3）における通算の支援回数が、今回の申請を含め3回以内であること。

5 補助金の補助率等

- (1) 補助率：補助対象経費の2/3以内
- (2) 補助金限度額：100万円以内

6 補助事業の期間

補助事業の期間は、**補助金交付の決定日から令和8年2月27日まで**となります。

（注1）2月27日までに補助事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む）し、実績報告を提出していただく必要があります。

（注2）交付決定日前に支出（契約・発注含む）した経費は、補助対象外となります。

7 応募手続き等

受付期間内に、次の書類を受付先へ提出して下さい。

- (1) 提出書類
 - ① 事業実施計画書（実施要領別紙様式第1号）
 - ② 事業計画承認申請書（実施要領別紙様式第2号）

③ 申請者が暴力団員等に該当しないことの誓約書（別紙１）

④ 添付資料

- ・ 定款
- ・ 役員等名簿
- ・ 登記事項証明書の写し（原本の提出を求めています）
- ・ 直近３か年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
※個人事業主の場合は確定申告書の写し
- ・ 本事業で扱う農林水産物の生産（調達）計画

⑤ 県産農林水産物活用連携支援事業エントリーシート*（提出済みの場合は不要）

*専門家による個別指導や集合研修、販路開拓の支援が受けられる支援事業へのエントリーシートのこと。

(2) 受付期間

令和７年４月２８日（月）から令和７年５月３０日（金）１７時必着
（郵送の場合も、上記期間内に必着となります。）

(3) 提出方法

電子データ（メール）又は書面（郵送又は直接提出）

(4) 申請書提出先及び問い合わせ先

（県産農林水産物活用連携支援事業事務局）
株式会社アール・ピー・アイ 担当：佐脇・山城
〒900-0016
沖縄県那覇市前島 2-2-7 上原ビル 4 階
TEL 098-917-6328 FAX 098-917-6328
メール：oki6@rpi.co.jp
ホームページ：https://rpi.co.jp/pj/250414/

8 補助対象事業の採択について

(1) 補助対象事業の評価方法

書類審査および委員会審査とし、以下の評価項目に基づいて評価を行います。

① 補助目的との整合性、②開発商品の優位性、③計画実施の確実性、④成果の波及性

(2) 補助事業者の採択内定通知

書類審査および委員会の結果をもとに、県において採択内定事業者を決定します。

採択内定及び不採択の結果については、県から申請者あてに文書にて通知します。

(3) 交付申請

採択となった事業者は、別途、県産農林水産物活用連携支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 交付決定を受けた後、次の重要な変更をしようとするときは、事前に知事の承認が必要です。

① 事業内容の新設又は廃止をする場合。

② 補助事業に要する経費又は補助金の 30%を超える減額がある場合。

(2) 知事が補助事業の遂行状況について報告を求めた場合、遂行状況報告書を提出しなければなりません。

- (3) 補助事業を完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付決定のあった年度の 2 月 27 日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書を知事に提出しなければなりません。
- (5) 補助金交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、知事に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

○消費税等仕入控除税額とは

補助対象者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしております。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (6) 補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。
- (7) 事業の実施年度から目標年度（事業実施の翌年度から 3 年間）までの間、毎年度、当該年度の販売状況等を取りまとめた事業成果報告書を作成し、その翌年度の 6 月末までに提出しなければなりません。

10 財産の帰属

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

11 その他

- (1) 補助金の支払いについては、補助金交付決定のあった年度の 2 月 27 日までに補助事業者による実績報告を受けた後、補助金額の確定を行い、精算払いを行います。特に必要と認められる場合、年度の途中で事業の進捗状況や、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金を概算払いする場合があります。
- (2) 補助事業の進捗状況を確認するため、事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することがあります。
- (3) 原則として、補助事業終了後の補助金確定にあたり、補助対象物や帳簿類の確認ができない場合については、当該物等に係る金額は補助対象外となります。
- (4) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為（他の用途への無断流用など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令等を行うことが

あります。

- (6) 補助事業終了後、補助事業者名、事業名、事業概要、補助金額等を公表することがあります。

12 スケジュール（予定）

- (1) 補助事業者公募期間 令和7年4月28日（月）から令和7年5月30日（金）
- (2) 採択・不採択通知 令和7年6月中旬（予定）
- (3) 補助金交付申請 令和7年7月中旬（予定）
- (4) 交付決定通知（着手） 令和7年8月上旬（予定）
- (5) **補助事業の実施** 交付決定日から令和8年2月27日まで
- (6) **実績報告** 令和8年2月27日まで
- (7) 補助金額の確定
- (8) 補助金の精算払請求（補助金額の確定後）
- (9) 補助金の交付（精算分）
- (10) 関係書類の整理、保存（補助事業終了後5年間）

以 上